

～空き家と一緒に農地を「売りたい」「貸したい」方へ～

## 農地法第3条の下限面積を引き下げました！

矢掛町農業委員会では、平成30年4月より、

“空き家に付属した農地を空き家とともに取得する場合”であって、  
各種条件（※1）を満たす場合、

農地法第3条の下限面積（別段の面積）要件を0.1アール(10㎡)まで引き下げます。

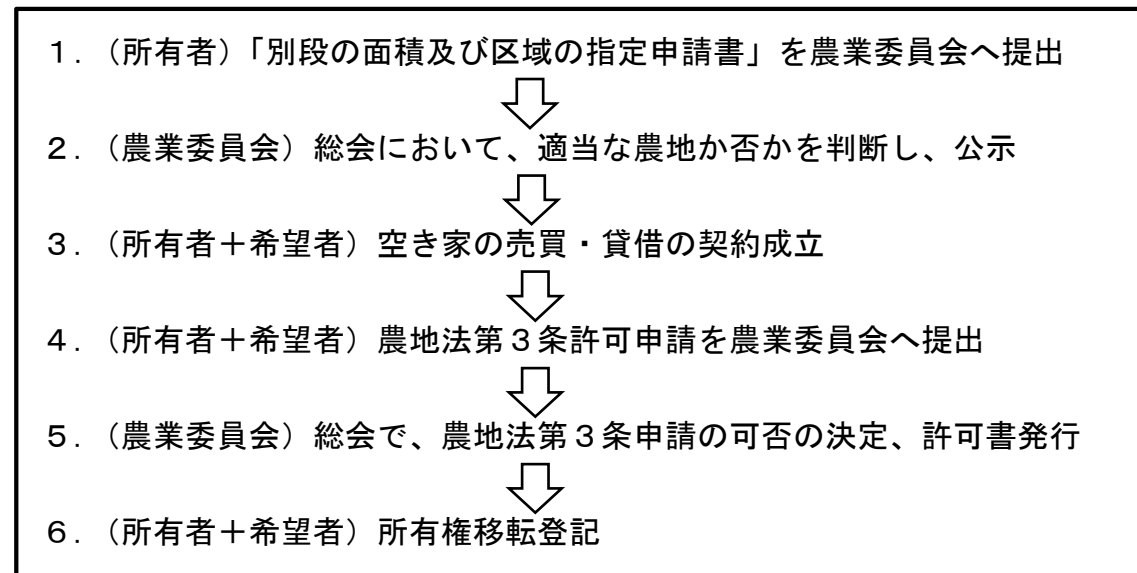
（通常の下限面積は、町内全域10アールで変更ありません）

売買や貸借が難しい「空き家に付属した農地」について、下限面積を引き下げることで、遊休農地解消にも寄与し、町外からの新規就農等を目的とする移住促進につながることを目的としています。

※1 主な条件とは、

- ・適用を受ける農地のすべて又は一部が遊休農地であること。
- ・適用を受ける農地に付属した空き家は、矢掛町空き家登録制度（空き家バンク）に登録されていること。

### ◆手続きの流れ



★農地法第3条による許可要件は、下限面積だけではありません！

農地を取得される方が、次のすべてを満たす必要があります。

- ◎耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（この要件が0.1aまで引き下げられます。）
- ◎所有している農地又は借りている農地の全てを効率的に耕作すること
- ◎申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
- ◎申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

《お問い合わせ先》

- 空き家に付属した農地に関すること・・・ 矢掛町農業委員会事務局
- 空き家バンクに関すること・・・ 矢掛町産業観光課地域振興係  
(TEL 0866-82-1016、FAX 0866-82-9061)